

一般財団法人島根県建築住宅センター
確認検査手数料、標準的な処理期間及び決裁区分等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人島根県建築住宅センター確認検査業務規程に基づき一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料、標準的な処理期間及び決裁区分等について、必要な事項を定める。

(確認検査手数料)

第2条 各確認検査手数料は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、中間検査又は住宅瑕疵担保保険に係る検査を受けた建築物に係る完了検査手数料は、表の括弧内の額とする。

業務対象の種別(建築物の場合は、床面積の合計)		確認手数料	中間検査手数料	完了検査手数料	
建築物	100㎡以内のもの	特例	17,000円	—	22,000円
		—	23,000円		29,000円
	100㎡を超え、 200㎡以内のもの	特例	25,000円	25,000円	26,000円 (24,000円)
		—	33,000円	33,000円	35,000円 (33,000円)
	200㎡を超え、 500㎡以内のもの	特例	34,000円	34,000円	38,000円 (36,000円)
		—	45,000円	45,000円	51,000円 (49,000円)
建築設備	建築基準法施行令（以下この項において「令」という。）第146条第1項第1号に掲げるもの	18,000円	—	24,000円	
工作物	令第138条第1項各号に掲げるもの	16,000円	—	18,000円	
<p>表中「特例」とは、確認については、建築基準法(以下「法」という。)第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例が適用されるものをいい、中間検査及び完了検査については、法第7条の5に規定する建築物の建築に関する検査の特例が適用されるものをいう。</p>					

2 前項の表の床面積の合計については、次の各号に定める方法により算定する。

- 一 既存の建築物に増築する場合は、当該増築部分の床面積と、当該既存部分の床面積の2分の1の合計とする。ただし、当該既存建築物がセンターから確認済証の交付を受けたものである場合は、当該増築部分の床面積とする。
- 二 建築物の移転、大規模な修繕、大規模な模様替又は用途変更を行う場合は、当該移転、大規模な修繕、大規模な模様替又は用途変更に係る部分の床面積の合計の2分の1とする。
- 三 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合は、当該計画変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。この場合において、計画の変更に係る部分の床面積は、建設省住宅局建築指導課長通達（平成11年4月28日付け建設省住指発第202号）の「計画変更床面積算定準則」により算定する。

3 次の各号に該当する場合の確認手数料は、第1項の表に掲げる額に、それぞれ当該各号に定める額を

加えた額とする。

一 構造審査を行う場合

区分	手数料
仕様規定により計画されたもの	10,000 円
構造計算により計画されたもの	15,000 円

二 法第56条第7項の規定により政令で定める天空率の審査を行う場合は、10,000 円

三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号による基準省令に基づく基準により審査を行う場合

区分	手数料
一戸建ての住宅	18,000 円
共同住宅等	40,000 円+2,000 円×戸数

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画のエネルギー消費性能適合性判定（以下この項において「適合判定」という。）を受けた建築物に係るものの完了検査手数料については、次の各号による。

一 第1項の表に掲げる額に11,000円（直前の適合性判定（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けている場合は、直前の当該書面の交付証明）を建築物省エネ法第2条第1項第5号の所管行政庁又はセンター以外の建築物省エネ法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関から受けた建築物に係るものにあつては、22,000円）を加えた額とする。

二 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更により軽微な変更説明書を提出する場合は、第1項の表に掲げる額にセンターが定める建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程別表3又は別表4に掲げる判定料金（税抜き額）の4分の1（千円未満の額を切り捨てた額）を加えた額とする。

5 法第93条第1項の規定による消防長又は消防署長の同意を要する場合の事務手数料の額は、申請一件につき3,000円とする。

（確認検査手数料の減額）

第3条 申請に係る建築物、建築設備又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）が公共事業の実施のため補償を受けた建築物等に代わるものとして建築又は築造するものである場合は、確認検査手数料は、前条に規定する額の2分の1の額とする。

2 前項の規定により確認検査手数料の減額を受けようとする者は、公共事業施行者の発行する証明書を確認申請書、中間検査申請書又は完了検査申請書に添えて提出しなければならない。

（確認申請と同時に提出された場合の手数料の減額について）

第4条 確認申請と各制度の申請が重複する場合の手数料については、別途協議する。

2 住宅供給公社等について、特に必要と認めるときは、別途協議する。

（確認検査手数料の返還について）

第5条 納入した確認検査手数料は、センターの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合を除き返還しない。

（確認検査業務の標準的な処理期間）

第6条 確認検査業務の標準的な処理期間は、次の表に掲げるとおりとする。

業務の種別	申請の時期	標準的な処理期間	
		法第6条第1項第1号及び第2号の建築物	法第6条第1項第3号の建築物、建築設備及び工作物
確認	工事着工前	35日以内	7日以内
中間検査	特定工程に係る工事を終えた日から4日が経過する日まで	4日以内	4日以内
完了検査	工事完了日から4日が経過する日まで	7日以内	7日以内

- 2 前項において、確認業務の標準的な処理期間は、消防同意を要する場合は消防同意後のものとし、特定構造計算基準等への適合性の審査においてこの期間内に適合が確認できない合理的な理由がある場合は35日の範囲内の必要な日数を加えたものとする。

(確認に係る決裁区分等)

第7条 確認に係る決裁区分は、次の表に掲げるとおりとする。

決裁区分	確認対象
理事長	1 床面積の合計が300㎡以上のもの 2 許可又は認定を要するもの 3 その他必要があると判断したもの
事務局長	決裁区分が理事長であるもの以外のもの

- 2 確認業務に当たっては、集団規定等について特定行政庁等に照会を行うとともに、その必要があると判断した場合は、特定行政庁と協議する。

附 則

平成11年12月1日施行
平成13年4月3日変更
平成14年4月15日変更
平成17年6月1日変更
平成20年6月20日変更
平成25年4月1日変更
平成26年6月20日変更
平成29年4月1日変更
令和6年2月1日変更
令和6年4月1日変更
令和7年4月1日変更